

令和7年3月10日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

健康保険資格喪失後における無資格受診の防止及び資格喪失届・標準報酬月額変更関係届の期限内の提出についてお願い

標記の件につきまして、保険給付適正化の観点からレセプトの資格点検を実施しており、当組合の健康保険資格喪失後に無資格受診（以下、「喪失後受診」）をした保険医療機関等から、本来ならば請求されることのない医療費（総医療費の7割または8割等）が当組合に請求されており、当該者に返納請求をしております。

その多くが「無保険」であることから、退職後は、国民健康保険等の公的医療保険に必ず加入しなければならないことを認識していない者や加入手続きを忘れている者がいることから、下記1のとおり、退職などで資格喪失する被保険者や就職等で扶養削除となる被扶養者を持つ被保険者の皆様に周知方お願いいたします。

また、保険医療機関等が患者の受診時に健康保険資格確認及び高額医療費制度に係る所得区分等をオンラインで確認できるようになったため、データベースに最新の資格情報等を速やかに連携できるよう、資格喪失・扶養削除届の期限内の提出はもちろんのこと、標準報酬月額の変更に係る各種届書は、受診された被保険者や被扶養者の医療費の支払いの際に、医療費の負担割合や負担上限額等に影響しますので、下記2及び3のとおり、提出遅延のないよう重ねてお願いいたします。

## 記

### 1. 資格喪失する被保険者、扶養削除する被扶養者を有する被保険者への周知

- (1) 退職の場合、退職年月日を確実に伝える

※事業所側と被保険者側で認識違いがあるため

- (2) 資格喪失日（退職日の翌日、被扶養者の就職日など）を伝える

- (3) 資格喪失日から千葉県医業健康保険組合の健康保険は使えないため、国民健康保険などの公的医療保険に加入するよう伝える

※特に、受診を予定している者は、早急に加入手続きを行い、受診先保険医療機関等へ健康保険が変更になる旨を必ず申し出るよう伝える。

別添の＜千葉県医業健保を資格喪失される方へ＞をご活用ください。

(Excel版は当組合ホームページに掲載)

## 2. 資格喪失届・扶養削除届について

- (1) 資格喪失日（退職日の翌日、被扶養者の就職日など）から5日以内に提出
- (2) 健康保険証または資格確認書（以下、「保険証等」）の回収待ちのときは、届書のみ先に提出
- (3) 届書提出後、保険証等が1週間以内に回収できないときは、回収不能届を追加で提出

## 3. 月額変更届・産前産後休業終了時月額変更届・育児休業等終了時月額変更届について

- (1) 標準報酬月額が改定となる以下の事実が発生した日から5日以内に提出
    - ① 月額変更届  
給与が変動した支払月から3か月目までの給与が確定した日
    - ② 産前産後休業終了時月額変更届  
休業終了日の翌日が属する月（給与の支払月ではないので注意）から3か月目までの給与が確定した日
    - ③ 育児休業等終了時月額変更届  
前述の産前産後休業終了時月額変更届と同様
- ※ 定時決定時に遡りの月額変更届や産前産後休業・育児休業等終了時月額変更届の提出をされるケースが散見されますのでご注意ください。

## 4. 届出遅延により医療費の調整が生じた場合

- (1) 2の届出遅延の場合、喪失後受診となってしまったレセプトの医療費は、事業所経由にて返納請求をすることがあります（1か月以上遅延等は事業所経由にて返納請求）。当該被保険者への説明、返納請求書送付、保険証等の回収督促、新しい健康保険への加入勧奨等もお願いすることとなります。
- (2) 3の届出遅延の場合、自己負担割合・自己負担限度額の過誤調整（本来負担すべき医療費との差額調整）を事業所経由により依頼いたします。当該被保険者への説明、書類送付等もお願いすることとなります。

**【照会先】**

担当：医療給付課  
TEL：043-215-8205